

京都市老人保養センター条例の一部を改正する条例（平成25年12月24日京都市条例第77号）（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）

民間活力の一層の導入を図るため京都市老人保養センターの利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることとするとともに、当該料金の適正化を図ることとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市老人保養センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月24日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 77号

京都市老人保養センター条例の一部を改正する条例

京都市老人保養センター条例の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条中「別表に掲げる使用料を納入しなければ」を「指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 利用料金は、1人1回につき410円の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 京都市老人保養センターの利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に京都市老人保養センターの管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)